（略）	（略）
協定規則第79号	協定規則第79号第４改訂版補足第７改訂版
（略）	（略）
協定規則第100号	協定規則第100号第５改訂版
（略）	（略）
協定規則第138号	協定規則第138号第２改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第４改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第５改訂版
（略）	（略）
協定規則第152号	協定規則第152号第２改訂版補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第158号	協定規則第158号補足第５改訂版
（略）	（略）
協定規則第161号	協定規則第161号補足第５改訂版
協定規則第162号	協定規則第162号補足第６改訂版
協定規則第163号	協定規則第163号補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第168号	協定規則第168号補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号改訂版
（略）	（略）
協定規則第176号	協定規則第176号初版
協定規則第177号	協定規則第177号初版

（原動機及び動力伝達装置）

第10条　（略）

２～４　（略）

５　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項において同じ。）の原動機の出力は、協定規則第85号の規則5. に定める方法により測定するものとする。この場合において、車両総重量が3.5ｔ以下のものであって複数の原動機を有する自動車にあっては、協定規則第177号の規則7. 及び8. に定める方法により、その出力を測定してもよい。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

６・７　（略）

（略）	（略）
協定規則第79号	協定規則第79号第４改訂版補足第６改訂版
（略）	（略）
協定規則第100号	協定規則第100号第４改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第138号	協定規則第138号第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第３改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第152号	協定規則第152号第２改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第158号	協定規則第158号補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第161号	協定規則第161号補足第４改訂版
協定規則第162号	協定規則第162号補足第５改訂版
協定規則第163号	協定規則第163号補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第168号	協定規則第168号初版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第176号	協定規則第176号初版

（原動機及び動力伝達装置）

第10条　（略）

２～４　（略）

５　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の原動機の出力は、協定規則第85号の規則5. に定める方法により測定するものとする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

６・７　（略）